1.3　加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

1.4　同一国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官の間

2　1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限られる。当該通常郵便物に適用する料金及び送達の条件については、軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所属している加盟国の指定された事業体が自己の規則に従って定める。

3　軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所属している加盟国の指定された事業体は、特別の合意がない限り、関係する指定された事業体に対し、閉袋の継越料、到着料及び航空運送料を支払う義務を負う。

第十二条　外国における通常郵便物の差出し

1　いずれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2　1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3　名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体がこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

4　いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名宛側の指定された事業体は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、場合に応じて、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は第二十九条5から15まで若しくは第三十条9に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

第十三条　万国郵便連合の様式の使用

1　連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体のみが、連合の文書に従い、郵便業務の運営及び郵便物の交換のために、万国郵便連合の様式及び書類を使用する。

2　指定された事業体は、1に規定する郵便業務の運営及び郵便物の交換を円滑にするため、領域外交換局及び指定された事業体が自国の領域の外に設置する国際郵便処理センター（6に定義するもの）の運営のために万国郵便連合の様式及び書類を使用することができる。

3　2に規定する万国郵便連合の様式及び書類の使用については、領域外交換局又は国際郵便処理センターが設置されている加盟国又は地域の国内法令又は政策に従って行われる。この点に関し、また、第二条に規定する指定の義務は妨げられることなく、指定された事業体は、この条約上の義務の履行を継続することを保障し、並びに他の指定された事業体及び国際事務局とのあらゆる関係につき完全な責任を負う。

4　3に規定する要件は、これらの領域外交換局及び国際郵便処理センターからの郵便物の受領について、名宛側の加盟国に等しく適用される。

5　加盟国は、領域外交換局及び国際郵便処理センターを通じて送達し、又は受領する郵便物に関する自国の政策を国際事務局に通報する。これらの情報については、連合のウェブサイト上で利用可能とする。

6　厳にこの条の規定を適用する場合に限り、「領域外交換局」とは、商業目的で設置され、自国の領域外の市場における取引の獲得を目的として、指定された事業体によって又は指定された事業体の責任の下に、他の加盟国又は地域の領域において運営される事務所又は施設をいう。「国際郵便処理センター」とは、郵袋を作成し、若しくは受領するため、又は他の指定された事業体との間で交換された国際郵便物の継越センターとして活動するため、交換された国際郵便物を取り扱う国際郵便処理施設をいう。

7　この条のいかなる規定も、領域外交換局又は国際郵便処理センター（自国の領域の外におけるこれらの設置及び運営に責任を有する指定された事業体を含む。）が、連合の文書との関係において所在国の指定された事業体と同じ状況に置かれていることを意味するものと解してはならず、また、当該領域外交換局又は国際郵便処理センターを、これらが設置され、及び運営される領域における指定された事業体として認めるよう他の加盟国に対して法的義務を課するものと解してはならない。

第二部　業務の質に関する基準及び目標

第十四条　業務の質に関する基準及び目標

1　加盟国又はその指定された事業体は、自国宛ての通常郵便物及び小包の配達に関する基準及び目標を定め、公表する。

2　1の基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される基準及び目標よりも不利なものとしてはならない。

3　差出側の加盟国又はその指定された事業体は、優先通常郵便物及び航空通常郵便物並びに平面路小包その他の小包の差出しから配達までの間の基準を定め、公表する。

4　加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

第三部　料金及び割増料金並びに郵便料金の免除

第十五条　料金

1　この条約に規定する各種の郵便業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従い、自国の法令に応じて、加盟国又はその指定された事業体が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。

2　差出側の加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に応じて、通常郵便物及び小包郵便物の運送に係る普通料金を定める。当該料金には、配達業務が名宛国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達の費用を含む。

3　適用する料金（連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む。）は、同様の性質（種類、数量、処理時間等）を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはならない。

4　加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に応じて、連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金を超える料金を適用することができる。

5　3に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、加盟国又はその指定された事業体は、その定めた料金を、自国の領域内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、自国の法令の定めるところにより引き下げて適用することができる。加盟国又はその指定された事業体は、特に、郵便物を多量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができる。

6　連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徴収してはならない。

7　連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体は、徴収した料金を収得する。